

令和7年度第1回森林の未来を考える懇談会 発言要旨

1 日 時 令和7年10月9日（木）14:00～16:00

2 場 所 杉妻会館 3階 百合

3 出席委員 9人

4 議 事

(1) 森林の未来を考える懇談会の役割について

事務局が資料1により説明し委員の質問を求めたが、質問なし。

(2) 報告事項

ア 令和6年度森林環境基金事業の実績及び令和7年度実施計画について

イ 令和8年度以降の福島県森林環境税の在り方の検討について

事務局が資料2、3により説明し委員の質問を求めた。質問・意見等は次のとおり。

【委員】

資料2の9ページ、令和7年度計画、カシノナガキクイムシ被害の予防として386本というのは、既に対策を行った数か。これから対策する分を含めた数か。

【森林保全課】

386本は、現在、只見町で樹幹注入を実施している本数である。樹幹注入は、幹の中に薬剤を入れ、病気にならないようにする予防方法である。

【委員】

以前、信夫山で予防のために木を伐採したことあるが、今もやっているのか。

【森林保全課】

同じページに、伐倒駆除254m³と記載しているが、こちらでは被害に遭った木を伐倒し、中の虫に薬剤処理をしている。

【委員】

被害がなくても予防のために切ることは今もあるのか。

【森林保全課】

カシノナガキクイムシは、高齢級の木に入りやすいため、そういう木を切って入りにくくしたものと想定される。

【委員】

予防は、木に薬剤を注入する本数なのに、伐倒駆除は材積で書いてあるのはなぜか。

【森林保全課】

伐倒駆除は、駆除した木の体積で換算しているので、 m^3 数で集計している。

【委員】

取り除いてしまうから、ということか。

【森林保全課】

はい。予防は、実際に立っている木なので本数としている。

【委員】

12ページに、施策の成果として野生動物の出没が減少し、地域住民に安全安心な生活が確保されたと書かれている。減少した野生動物の種類を教えてほしい。

【森林保全課】

里山林整備事業の緩衝帯整備は、人の生活圏に野生動物が入ってこないように森林の見通しを良くしている。野生動物の対象はシカやクマを想定している。

【委員】

野生動物の出没が減少しているということだが、クマは減少しておらず、どんどん出てきている。それについてはどのように考えるか。

【森林保全課】

里山林整備事業で緩衝帯を作った地域では、出没が減少したという話を聞いている。

【委員】

ということは、その地域は出なくなつたが、その地域以外では出やすくなっているということか。

【森林保全課】

野生動物については人里に出にくくなっている、地域によっては奥山に戻っている、という認識でこの事業を行っている。

【委員】

実際にはすごく出てきているので、これからその対策を考えていきたい。

【委員】

今のことにも関係するが、資料2の8ページ、9ページ。

今、里山で、俗に言う「ナラガレムシ」の被害が懸念されている。里山でドングリのなる木はもうなくなるかと思うぐらいの猛威で拡散している。只見で予防しているという話だが、もっと対策はないのか。予算が足りなければ、他から流用して緊急に実施する必要があると思う。

もう一つは、9ページに事業の成果として「被害の抑制が図られた」と断定されているが、抑制はされていない。もう流れが止まっているようなイメージを受けるため、もう少し書き方を考えていただきたい。

それから枯損木の除去は、たった21本しかやっていないが、早めに伐倒駆除したほうが拡散予防になるので検討して欲しい。

【森林保全課】

委員のご質問の1点目、ナラ枯れがひどいという点について、里山林保全対策事業により人が集まる場所や保安林などの重要な森林において重点的に実施している。被害にあった木の伐倒駆除、予防も大事だが、1番は森林の若返りが重要で、高齢級の木がナラ枯れになりやすいのは明確であり、そういう木を切って若返りをしていくように、所有者の方々にも意識付けをしてまいりたい。

2点目の「抑制が図られた」という表現については、誤解を生みやすい表現ということであるが、優先的に実施した区域については抑制が図られている、という意図だった。

3点目の枯損木除去については、過年枯れと言って、昨年度以前に被害に遭い枯れて倒れやすい危険な木を伐る事業で、先ほど質問のあった伐倒駆除とは別物と考えていただきたい。

【委員】

里山林保全対策事業については、面積や予算の制限があるということだが、どの辺りが課題なのか。

【森林保全課】

被害量は林野庁のホームページにも出ているが、今年度のナラ枯れの被害量は民有

林で1万5, 000m³と過去最大になっている。それに対して、伐倒駆除は254m³で数としては全然足りていない。要望のあった市町村に対して、重点的に守りたいところを優先に支援している。

【委員】

市町村にあまり余裕がないと、駆除できていないところもあるのか。

【森林保全課】

普通の植林地ではないようなところにも発生している場合があり、かなり急峻なところについては事業化も厳しい、と市町村から聞いている。

【委員】

今の話だが、資料2の5ページを見ていただきたい。去年よりも金額が減っている。これだけ拡散していて予算が増えるならいいが減っている。この辺が不思議である。

あともう1つ誤解がないように言うと、ナラ枯れは太い木だけでなく細い木にも入る。私が勤めている空港公園は、直径20センチぐらいの木にもかなり入っている。

【委員】

アイデアはあるか。

【委員】

決定的な予防方法はないと思う。今、アイデアが出ているいくつかの予防、樹幹注入やカシナガホイホイなどを複合的にやるしかないと思う。ただ、ナラ枯れが出来ているのは民有林の急斜面のところが多いので、対策できないのも事実だと思う。だから、緊急に実施が必要な箇所は里山、本当に我々の暮らしと直結したような里山から実施していくのが大事だと思う。

【委員】

ナラ枯れでシイの木に実がならないと聞いた。それとクマの出没が繋がっていると思う。奥山を伐採することで起こる奥山のエサ不足などが、クマの出没にも繋がっているのか。

【農林水産部】

新聞報道等によるとクマの生態数が増えているらしく、それも1つの原因と思われる。さらに、今年はドングリが不作のようで、クマがエサを求めて里山に行くという

ことも報道されていた。昼のニュースでも、クマなどの野生動物が里山の近くに出た、住宅地に出た、全国的に多い等と報道されていたが、山だけの問題ではなく様々な原因があるようだ。

先ほどから、カシノナガキクイムシの話題が上がっているが、駆除関係の事業主体は市町村である。市町村が場所を決めて駆除を進める事業を県が補助している。

(3) 議題

令和8年度以降のふくしま森林づくり県民税を活用した取組について
事務局が資料4により説明し委員の意見を求めた。質問・意見等は次のとおり。

【委員】

森を健全な状態で次世代に引き継ぐことを1番の目標として掲げているが、メガソーラーをつくることで、健全な状態で次世代に引き継いでいないと思う。令和8年度からの取組の中に、再生可能エネルギーの今後の在り方、メガソーラーの在り方という項目を入れるべきだと思う。今、メガソーラーが1番、森を破壊していると感じている。それについて、令和8年度以降どのように福島県は取り組んでいくのか、という項目だけでもここに入れていただきたい。

【森林計画課】

太陽光発電に限らず、森林開発ができるだけ抑制することが大切。福島県森林環境税のパンフレットをご覧いただくと、表紙に「ふくしま県民憲章」が載っており、これが県森林環境税の基本である。開くと「森林環境税を活用した取り組み」として、「森林環境の保全」と「森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成」という2つの基本目標およびその取組を載せている。この県森林環境税では、特に「県民参画の推進」として、ふくしま植樹祭、林業体験、もりの案内人の活動等に積極的に取り組んでいる。それらの活動を通して、県民の皆さんのが森にふれあい、森の大切さを理解することで、森林開発の抑制に繋げていくことを考えている。

【委員】

今の話だと「長い目で見て県民の意識を変えていく」ということだと思うが、たとえば先達山のメガソーラーの問題は、今、起きていることであり、森林開発をここで止めていかないと取り返しのつかないことになる。長い目で見ている場合ではない。

【森林計画課】

我々の取組としては、まず、県民の皆さん一人一人が「森を大切にしていこう」と

いう共通意識を作っていくのが大事だと考えている。

【委員】

県民の皆さん一人一人、森を大切にしようという人はたくさんいると思う。しかし、民有林を持っている一部の地主が森を売ってしまっている。この状況から、森を大事だと思ってる人を教育しても今のメガソーラーを設置する状況は変わらないと思う。今は、教育よりそれを止める対策を考えてほしい。

【委員】

この中に、山林の所有者向けの事業もあるのか。

【森林計画課】

「県民参画の推進」の施策は県民の皆さんに向けたものだが、「森林環境の適正な保全」は森林整備を行う取り組みであり山林所有者の方に向けた事業となる。全体予算の7割前後をこの取り組みに当てており、森林の維持管理をしていく意識を持っていただくよう支援している。

【委員】

森林整備には県森林環境税だけでなく別の予算もあるのか。

【森林計画課】

県の森林環境税の他にも国の復興予算などがあり、できるだけたくさんの面積を整備していく考えである。

【委員】

県森林環境税の中でできることは限られているかもしれないが、県の森林行政の中で動きを考えていくのか。

【森林計画課】

県森林環境税の中では、県民にできるだけ森林づくりに参加してもらう、森林のことを知ってもらう、ということで環境を維持していきたいと考えており、周知に努めている。昨年度行った県民アンケートの結果でも県森林環境税の取組を知らない方が多かったため、できるだけ広めていきたい。委員から周知に関するアイデアがあれば是非ご提案いただきたい。

【委員】

森林を所有している方が維持管理できなくなってしまっている部分があり、税制の中だけでは難しいと思うが、是非、今後の方針で森林整備の在り方をご検討いただければよいと思う。

【森林計画課】

引き続き検討しながら取り組んでいく。

【農林水産部】

委員の意見は、森林を森林として維持するために、県森林環境税はどういう位置づけになっているのか、ということだと思う。参考資料1の森林審議会の答申部分をご覧いただきたい。14ページ、その他の3行目に、「森林を森林として維持・利用することの大切さについて、一層、県民に正しい理解が広がり」という記載をさせていただいている。先ほど森林計画課長が「意識の醸成」と言っていたのは、県森林環境税の位置づけは「意識の醸成を図って、山を山としてずっと開発されないようにしていきましょう」ということ。委員の「今、既にそういう問題があるんじゃないかな」というご意見は、国全体の森林法の林地開発許可の部分についての発言と思う。

また、県森林環境税以外にも国森林環境税があり、先ほど委員がおっしゃった「森林を所有している方が維持管理できなくなった」という点については、森林所有者が市町村に山を預ける森林経営管理制度がある。市町村が、森林所有者から預かった山を林業事業体、例えば森林組合や地方の森林整備を行っている会社に委託して管理していくという制度である。山を山として守って、森林を林業の生産の場という形で進める制度については、県森林環境税だけではなく国庫補助事業、あるいは市町村の事業でトータル的に考えていくことだと思う。とはいって、県森林環境税は「森林を森林として守っていくために県民の皆さんの意識の醸成を使っていきましょう」という位置づけになっているところをご理解いただきたい。

【委員】

林地開発許可申請について、災害防止、水害防止、水の確保、環境保全の4つあるということだが、令和6年2月からは景観を悪化させないようにという文章も入ってきたと思う。これは令和6年度からは景観も条件に含んでるということか。

【農林水産部】

この内容は、県森林環境税の部分で話される内容ではないと思う。後ほど、他のところでお願いしたい。

【委員】

資料4の<施策3>市町村が行う森林づくりの推進のところに、「小中学校における森林環境学習」という言葉があり、積極的に取り入れていきたいと思っている。時間と場所の観点から、水林やあづま運動公園等に連れて行きたいが、今クマが出てしまって難しい。ただ、子供たちはそういった環境に行くと本当に喜ぶので、是非そういう時間を確保したいと思っている。

【森林計画課】

小中学校の自然環境での取り組みについては、資料2の30ページ、森林環境交付金事業に6年度の実績と7年度の計画が載っている。具体的には、令和6年度の実績③森林環境学習の推進として、全59市町村の小中学校593校のうち351校、全体の59%にあたる学校で取り組んでいただいている。例として、もりの案内人の協力をもらいながら安全に外で環境学習する、木工クラフトで木にふれるといった活動があげられる。是非取り組んでいただきたい。

【委員】

半田山に行ったときには、木工クラフトをやらせてもらい喜んでいた。学校の中では材料を含め準備できないことがあり、子供も私たちも外での学習がうれしいので、そういったところがマッチングできるとよい。

【森林計画課】

承知した。もし個別にということであれば、また相談していただきたい。

【委員】

この事業を活用して取り組んだことはあるか。

【委員】

本校は、子供たちの外での体験として、大玉村のフォレストパークに行ったり、もりの案内人に半田山を案内していただいたりした。今日は色々な情報を持ち帰って、今後も子供たちが喜ぶことを経験させたいと思う。

(4) その他

【委員】

その他として、是非伝えておきたい意見等はあるか。

【委員】

矢祭町は山間過疎地域で子供がもともと少なく、不登校の子が行くフリースクールといった場所も町内にはない。2023年度は、福島県内で4,300人ほど、15人に1人ぐらいの割合で不登校の子がいたという。前年度より800人増えたのが2023年度だった。義務教育に在籍する子のうち、年間30日以上欠席がある子が不登校とされている。不登校になる理由は人それぞれだが、繊細で大勢のところに行きづらいことがあげられる。行ける場所を探すと有料のフリースクールとなるが、親の離職率が高いなど、経済的負担が大きくとても大変である。県森林環境税を使った学校向けの学びの中で、インストラクター同行で森に行く学びは、学校に行けない子が親と一緒にあっても森林を学べるらしい。整備された森林は、木漏れ日や風、鳥の声など、その空間にいるだけで癒やされる素晴らしい効果があると思う。人間関係に困った子など不登校の子は、なるべく最初に森に行き、そこから元気を出す環境ができればいいと思っている。県森林環境税で不登校関連の予算は多くないと思うが、保護者と子供の負担が大きい現状のため、是非県森林環境税を使った取組の一つに、外出したい不登校の子の場所づくりを入れていただきたい。例えば、インストラクター同行の森の学びを1日受けたら出席扱いにすれば、学校に行くプラスアルファのきっかけができるよいと思う。

【森林計画課】

22ページをご覧いただきたい。現在、森林づくり総合対策事業に取り組んでいるが、令和6年度実績「ア 未来へつなげよう豊かな森林づくり」の4つ目、県民参画の森林づくり促進事業として、森林づくりイベントの開催や森林ボランティアによる森林整備活動、緑化活動などを自主的に行う団体の支援という事業がある。今の制度の中では、その事業が活用可能なのではないかと思われる。

授業の出席カウントについては、教育制度との連携が必要であり、すぐには難しいところである。

【委員】

資料2の10ページ。森林の境界を明確化するために、令和6年度からクラウドの運用を始めているようだが、今、森林所有者がわからないところが結構あると思う。明確化するにあたり、これからは不在地主を探し出して、どのような意向があるかを聞き出すこともあるのか。

【森林計画課】

森林整備地域活動支援交付金事業について、もちろん境界明確化は、該当地域の森

林をしっかりと管理していこうという意識を持って行動することが前提であり、計画を立てて森林所有者に取り組んでいただいている。

【委員】

昨年、秋田県だと思うが、普通の主婦のチームが「自分たちの山をまず把握しましょう」と、携帯のG P Sを使って山林の境界を確認した活動記録を県に出した結果、昨年度の林野庁官賞か何かを受賞したそうだ。そういう活動を勉強するため、私たちが観察に行かせてもらうことは可能か。

【森林計画課】

例えば、現場で実際に携帯のG P Sで地図を見ながら、境界確認の体験をするということか。

【委員】

これはとても素晴らしい活動で、山を持ってる人が全部、自分の山の境がわからぬ現場に行って調べている。確かにこの木が境だったはずだと言っても、木は1年過ぎれば大きくなってしまい、どの木だったか分からなくなる状況で、「まずは自分のところから」と携帯のG P Sを使って行った活動だった。そういう活動を福島県もどんどん進めていくことが必要だと思う。

森林の境界を把握しておかないと、太陽光などの乱開発に繋がると思う。私がいる双葉郡も景色が変わるくらい太陽光パネルを設置しているところがあり、本当に危機感がある。福島県は、原発事故から15年経っているが、エネルギーに関しては太陽光で二重の事故に遭うかもしれない。悲しい思いをしないためにも森林に関して先を読んだ動きがあってもいいと思う。

【委員】

確かに去年、中学生を連れて、いわき市の川前地区に行ったとき、その造林組合が境界明確化事業を実施した話を聞いた。現地に行ってみると、特に若い次の世代の人も関心を持つということだったので大事なことだと思う。

【森林計画課】

こちらの境界明確化事業は、山や森林をお持ちの方々の活動を支援する事業である。現場で境界の確認をするという点では、森マップというクラウドを運用しており、スマートフォン等でご覧いただると大体その位置は確認できるかもしれない。

【委員】

多分、境界が分かるというだけでなく、実際に山を持っている人たちが、それを確認するということが重要なのだと思う。

【森林計画課】

まさにこの森林整備地域活動支援交付金事業がそれである。

【委員】

もっと使ってくださいね、ということをやってほしいということか。

【委員】

はい。

【森林計画課】

森林整備地域活動支援交付金事業の対象を個人だけではなく団体にも拡大してほしいということか。

【委員】

例えば、皆さん携帯を持っているので、地区の森林所有者に集まってもらい境界を明確化する、そういう講習会があってもいいと思う。組織をつくると固まってしまうので、もっとソフトに考えて「なんとか地区の皆さん、勉強しましょう」という感じでやっていただくと身近になると思う。

【森林計画課】

町内会的な感じか。

【委員】

はい。秋田の主婦の人たちは、最初は考えすぎて固くなっていたが、やってみてとてもよかったですということだった。それが必要だと思う。

【森林計画課】

ご意見、頂戴する。

【委員】

いわきの造林組合も高齢の方ばかりだが、実際に山のことを確認するとなったら子

供の世代も来て、ここはうちの持ち物なのかと確認することで、すごく山に関心を持つてもらうようになったと言っていた。そういう形で効果が出るようなこともできるならしていけるとよい。

【委員】

先ほど、メガソーラーの森林法の災害防止、水害防止、水の確保、環境保全という4つから許可が出ると聞いたが、令和6年の2月から林地開発許可申請については、4つの環境保全に、景観を欠かせないようにという言葉が加わっている。今後は景観も入ってくるのか。

【森林保全課】

結論から言うと、4つの条件は変わらない。ただ、環境保全の中で、配慮事項として景観が追加されている。一般的な景観というより、工事の中で法面の量を極力減らす、緑化をして緑を減らさない、といった配慮事項になっている。

【委員】

今、緑化という言葉が出たが、森林の自然な形というのは階層構造になっていて、高木、亜高木、低木、草本となるが、皆さんが言ってる事業者の緑化というのは草本だけを増やせばいい、結局緑化ではなく緑色にすればいいという、そういう感覚でいると思う。緑化という言葉ではなく、緑色に草本を増やして、表面は緑色にすればいいという事業所の感覚だと思う。やはり、そうなると山に太陽光をつけること自体が本当の環境破壊なので、そこは検討していかなければならない、山に設置するのはやめていかなければいけないと思う。草本を増やして緑色にする事業は、緑化とは言わないとと思う。

新聞記事に、「再エネを先導してきたメガソーラーの整備は転換期に差しかかっている。適地が減っていることと、環境への影響が問題になる事例が県内外に増加しているから」という文面を見つけた。この記事は、今後は山への設置は推進しない、もうここでやめていこうという県の姿勢ということなのか。

【委員】

県森林環境税から少し広く出過ぎている気がするが、今のような1個1個の事業で開発を許可する、しないとやっていると、多分止められない気がする。もう少し大きな枠組みで、福島県の森林をどうしていくかというところは考えていただく必要があると思う。今のご質問やご意見は、この森林環境基金の事業の中だけではなかなか対応できないと思う。是非県のご担当の皆様には、その辺を全体で話し合えるような仕

組みを検討していただきたいと思う。

【委員】

最後に 1 つ。豊かな森林を守り育て、健全な状態で次の世代へ引き継ぐために県森林環境税を導入しているということだが、森林を守るということを考えると、メガソーラーの話がここではできないという状況がわからない。ここでは意識の醸成しかやっていないというのであれば、既に環境を大事にしている人が集まつてくる植樹祭やもりの案内人の活動で森林環境教育事業を行うよりも、地主を対象とした意識の醸成事業を展開することを今後は考えてみたらよいと思う。

【森林計画課】

土地所有者向けの事業については、森林整備に対して補助していく取り組みを進めていきたいと考えている。つまり、森林を維持するために、森林整備をしていただく森林所有者に補助・支援をしていく。パンフレットでは「森林環境の適正な保全」の取り組みがそれに当たる。

【委員】

南会津町のクマの被害が、本当に色々な問題が複雑に絡み合っていると思う。昨日、写真と共に「去年までは栗がたくさん落ちていたところに、今年は実が入っている栗が 1 個もない」という連絡が来た。この県森林環境税を活用して、既に森林に関心を持っている方だけではなく、小さいお子さんから実際に山を持っている方まで、森林づくりにあまり関心がない方たちに情報が正しく伝わるような税の使い方をしていただけるとうれしい。